

ポイント

(中期目標期間(平成 25 年度～平成 29 年度)に係る業務の実績に関する評価書)

1. 全体の評定

項目別評定については、71 項目のうち、A が 4 項目、B が 59 項目、C が 4 項目、評価の対象外が 4 項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。

また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、Bとした。

2. 法人全体に対する評価

農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務運営が遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調に業務が実施されていると評価する。

特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価の概要(基金全体及び農業信用保険業務に関するもの)

(1) Aとした項目

- 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入(農業信用保険業務)・・・資料 4 の 15 ページ

- 一般管理費の15%以上の削減（基金全体）
・・・資料4の20ページ
- 業務処理の方法の見直し（基金全体）
・・・資料4の66ページ
- 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務）
・・・資料4の78ページ

(2) Cとした項目

- 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）・・・資料4の110ページ

（ 回収金収入が所期の目標を下回っており、回収実績向上のための取組を着実に実施する必要がある。 ）

- 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収（基金全体）
・・・資料4の119ページ

（ 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務において、保険料計算システムの不具合や検証体制の不備等があったことにより保険料等の適正な徴収がなされなかった事案が発生したことから、講じた再発防止策を徹底し、保険料等の確実な徴収に努める必要がある。 ）

中期目標期間評価

評価項目	評価年度				中期目標 期間実績 最良 評価
	25年度	26年度	27年度	28年度	
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 事業の効率化					
(1) 事業費の削減割合（平成24年度対比5%以上）	A	A	B	B	B
(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保証業務）	A	B	B	B	B
(3) 事業費の削減に向けての取組（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B
(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保証業務）	A	B	B	B	B
(5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けられるよう促すための取組	A	B	B	B	B
(6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施	A	B	B	B	B
(7) 「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保証業務）	A	B	B	B	B
2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入（農業信用保証業務）					
A	A	B	B	A	A
3 業務運営体制の効率化					
(1) 組織体制・人員配置の見直し	B	B	B	B	B
(2) 効果的な研修の実施	A	B	B	B	B
4 経費支出の抑制					
(1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減	A	A	B	A	A
(2) 業務の見直し及び効率化	A	B	B	B	B
(3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応	A	B	B	B	B
(4) ラスバイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする	A	B	B	B	B
5 業務実施体制の強化					
(1) 内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施	A	B	B	B	B
(2) 役員会による理事長の意思決定の補佐	-	-	B	B	B
(3) 内部統制委員会による適切なモニタリングの実施	-	-	B	B	B

項目別評定総括表

評価項目	評価年度				中期目標 期間実績 最良 評価
	25年度	26年度	27年度	28年度	
(4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー	A	B	B	B	B
(5) リスク管理委員会による統合的なリスク管理の確かな実施	-	-	B	B	B
(6) 事務リスク自主点検等を実施し業務改善へ反映	A	B	B	B	B
(7) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映	A	B	B	B	B
(8) 評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映	A	B	B	B	B
(9) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組	B	B	B	B	B
6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備	A	B	B	B	B
7 調達方式の適正化					
(1) 調達等合理化計画に基づく一般競争入札等の着実な実施	A	B	B	B	B
(2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施	A	B	B	B	B
(3) 取組状況の公表	A	B	B	B	B
(4) 監事及び会計監査人による監査の実施	A	B	B	B	B
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 事務処理の迅速化					
(1) 保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理）	A	B	B	B	B
(2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換	A	B	B	B	B
(3) 業務処理の方法の見直し	A	B	A	B	A
2 情報の提供・開示					
(1) 情報開示の充実を促進	A	B	B	B	B
(2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底	A	B	B	B	B
(3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応	A	B	B	B	B
(4) 職員の勤務条件の公表	A	B	B	B	B

評価項目	評価年度				中期目標 期間実績 見込 評価	
	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度
	第3 財務内容の改善に関する事項					
1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	B	B	A	A	
(1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務）	A	B	B	A	A	
(2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	
(3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	
(4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）等（林業信用保証業務）	A	C	C	C	C	
(5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	
(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）	A	B	B	B	B	
2 引受審査の厳格化等	A	A	B	B	B	
(1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）	A	A	B	B	B	
(2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）	A	A	B	B	B	
(3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催	A	B	B	B	B	
(4) 信用基金の相談機能の強化	A	B	B	B	B	
(5) 審査の厳格化、債務保証先のアプローチ（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	
3 モラルハザード対策	A	A	B	B	B	
(1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務）	A	B	B	B	B	
(2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	
(3) 部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務）	A	A	B	B	B	
4 求償権の管理・回収の強化等	A	A	C	C	C	
(1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）	A	C	C	C	C	
(2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）	A	C	C	C	C	
(3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保証業務）	A	A	B	B	B	
(4) サービス等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	

評価項目	評価年度				中期目標 期間実績 見込 評価	
	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度
	第3 財務内容の改善に関する事項					
(5) 保険料・保証料、貸付金利の確実な徴収	A	C	C	B	C	
5 代位弁済率・事故率の低減	A	B	B	B	B	
(1) 事故率の低減（農業信用保険業務）	A	B	B	B	B	
(2) 代位弁済率の低減（林業信用保証業務）	A	B	B	B	B	
(3) 事故率の低減（漁業信用保険業務）	A	B	B	B	B	
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収	A	B	B	B	B	
7 宿舍の廃止に関する計画	A	B	B	B	B	
8 農業融資資金業務に係る在庫納付	-	-	-	-	-	
第4 その他の業務運営に関する重要事項（長期借入金の条件）	A	-	B	-	B	
第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び貸付金計画	A	B	B	B	B	
第6 短期借入金の限度額	A	-	B	-	B	
第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	A	-	-	-	B	
第8 重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-	-	-	-	
第9 剰余金の使途	A	-	-	-	-	
第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	-	-	-	-	-	
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	
2 人員に関する指標	A	B	B	B	B	
(1) 人員に係る指標	A	B	B	B	B	
(2) 人材の確保	A	B	B	B	B	
(3) 人材の養成	A	B	B	B	B	
3 積立金の処分にに関する事項	A	-	-	B	B	

注：平成25年度においてはAが、平成26年度以降及び見込評価においてはBが標準である。